第５　反対債権がある場合の処理

更生会社が、更生債権者等に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するに当たり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有するときは、管財人は、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第４章　未確定更生債権に対する措置

第１節　未確定更生債権

管財人は、別表11「未確定更生債権一覧表」記載の更生債権（以下「未確定更生債権」という。）に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権査定の申立てがなされ、現在係属中である。

第２節　未確定更生債権の措置

１　確定前の取扱い

未確定更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

また、未確定更生債権を有する債権者が、他に更生債権を有する場合は、未確定更生債権の全てが確定するまでの間、当該債権者に対し、弁済を実施しない。

２　確定後の取扱い

未確定更生債権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権の全てが確定したとき）は、第３章第２節第２、２又は第３節第２の定めを適用する。

ただし、弁済期については、第３章第２節第２、２又は第３節第２で定められた弁済期と未確定更生債権が確定した日から１か月後の日が属する月の末日のいずれか遅い日とする。

なお、未確定更生債権の確定以前に第３章第３節第２、２の定めに基づく中間弁済が行われているときは、本項によって定まる弁済期に、未払の中間弁済金（確定した元本等に対し、確定以前に実施されたすべての中間弁済の中間弁済率を合算した率を乗じた金額をいう。）も合わせて弁済する。

第３節　提起されている確定訴訟

該当なし。

第５章　弁済資金の調達方法と予想超過収益金の使途

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権及び更生債権の弁済資金は、本件売却代金、本件売却代金の一部を原資とする更生協力金、保有する現預金により調達する。

第２節　予想超過収益金の使途

予想を超過する収益金が生じた場合には、更生計画の遂行及び清算手続に必要な資金に充て、更に余剰があるときは、追加弁済の原資に充てる。

第６章　共益債権とその弁済

第１節　支払済共益債権

更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成28年１月１日）から平成28年３月31日までに支払った共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の支払実績欄記載のとおり、総額52,998,944円である。

第２節　未払共益債権

更生会社における基準日である平成28年３月31日現在の未払共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の未払残高欄記載のとおり、総額4,903,337円である。

第３節　弁済方法

上記未払共益債権及び平成28年４月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、本件売却代金、保有する現預金等をもって随時支払う。

第７章　担保権の措置等

第１節　存続する担保権（暫定売却手取額に係る預金質権）

１　別表10「存続する担保権一覧表（暫定売却手取額に係る預金質権）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

２　別表10「存続する担保権一覧表（暫定売却手取額に係る預金質権）」記載の担保権は、被担保債権である更生担保権が完済されたとき、又は、担保権者が担保権を放棄したときに消滅する。

この場合、担保権者は、消滅した担保権について抹消手続をするものとし、管財人から要請があった期限までに、当該担保権の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第２節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権（準拠法が日本法か否かを問わず、財産が日本国内にあるか否かを問わない。）で、本章第１節に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時に全て消滅する。

存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第８章　更生会社の措置

第１節　株主に対する配当・残余財産請求権の制限

株主は、議決権、配当請求権、残余財産分配請求権、その他法律上の株主の権利の一切を失う。

第２節　役員の構成

更生計画認可決定日に在任している役員は、任期満了、辞任、解任その他退任事由が生じるまで、当該役員としての地位を有するものとする。役員につき退任事由が生じた場合、新しい役員は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。ただし、管財人は、更生計画認可決定日以降いつでも、裁判所の許可を得て、在任中の役員を解任し、新役員を選任することができる。

第３節　更生会社の解散等

第１　更生会社の解散

更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。

第２　清算人の選任等

更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、裁判所の許可を得て、清算人の変更、補充又は増員をすることができる。

第３　清算人の任期

清算人の任期は、清算の結了までとする。

第４　清算業務

管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。

第４節　債務の引受

リベラ株式会社（以下「リベラ」という。）は、別表12「リベラが株主である関連更生会社一覧」に定める他の更生会社（以下「関連更生会社（株主リベラ）」という。）の全部又は一部から、⑴各関連更生会社（株主リベラ）の更生計画及び設立準拠法が許容する範囲で剰余金配当、残余財産の分配又はこれと同視すべき支払（以下「残余財産分配等」という。）が行われること及び⑵各関連更生会社（株主リベラ）の従前の株主であった破産者ヴィパン・クマール・シャルマの破産管財人より当該残余財産分配等に関連して清算金支払請求権等の権利が行使されないことを停止条件として、更生会社の確定した更生債権等のうち元本に係る債務を、当該残余財産分配等の金額からリベラにおいて残余財産分配等を原因として負担した租税債務がある場合にはこれを控除した金額で、確定更生債権額に基づき按分して、免責的に引き受ける。第３章第３節第２、１⑴及び３⑵に定める免除の効力は、リベラによる免責的債務引受の効力が発生した範囲において遡及的にその効力を失うものとする。

第９章　その他の事項

会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１ないし12　省略

東京地方裁判所民事第８部